ＬＰガス商慣行是正に向けた「自主取組宣言」の作成・公表

及び記載例について

（一社）栃木県ＬＰガス協会

　今般の取引の適正化・料金透明化に向けた制度改正を踏まえ、（一社）全国ＬＰガス協会の理事会（Ｒ6.3.28）において、ＬＰガス業界として新制度の下で商慣行是正を推進していく事が重要であることが確認され、販売事業者自らがそれらを宣言すること（自主取組宣言）を取り組むことといたしました。

そこで、当協会においても会員によるＬＰガス商慣行是正に向けた「自主取組宣言」の作成・公表を積極的に推進します。「自主取組宣言」を作成し、自社ホームページ、ＳＮＳや店頭表示等において公表いただけますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。別添「記載例」は参考までに添付いたします。

　また、「自主取組宣言」を公表した場合は、「別紙」報告書により下記送付先、（一社）全国ＬＰガス協会及び（一社）栃木県ＬＰガス協会宛に報告してください。協会ＨＰに掲載し、周知させていただきます。

記

※送付先

○（一社）全国ＬＰガス協会への報告

Ｅメール：info4@japanlpg.or.jp

ＦＡＸ　：03-3593-3700

・「別紙」全Ｌ協報告様式と店頭表示の場合は「自主取組宣言」の内容と表示が確認できる写真やＰＤＦを添付してください。

○（一社）栃木県ＬＰガス協会への報告

　Ｅメール：[totigilp@green.ocn.ne.jp](mailto:totigilp@green.ocn.ne.jp)

　ＦＡＸ　：028-661-3309

　・「別紙」全Ｌ協報告様式と「自主取組宣言」文を添付して送付してください。栃木県ＬＰガス協会へは写真やＰＤＦは不要です。

別　紙

令和　　年　　月　　日

（一社）全国ＬＰガス協会　宛

Ｅメール：info4@japanlpg.or.jp

ＦＡＸ：03-3593-3700

（一社）栃木県ＬＰガス協会　宛

　Ｅメール：totigilp@green.ocn.ne.jp

ＦＡＸ：028-661-3309

**ＬＰガスの商慣行是正に向けた**

**「自主取組宣言」の公表について**

**都道府県名**

**会社名**

**ＴＥＬ**

**公表日**

**公表方法：該当する箇所に　　　をお願いいたします。**

✓

**なお、２.ＳＮＳ等（Instagram、Facebook、X（Twitter））及び**

**３.店頭表示の場合は、必ず「自主取組宣言」の内容と表示の様子が**

**確認できる写真やＰＤＦを添付していただきますようお願いいたします。**

**１.自社ホームページ**

**ホームページ掲載アドレス**

**２.ＳＮＳ等（Instagram、Facebook、X（Twitter））**

**３.店頭表示**

記　載　例

2024 年 月 　日

株式会社○○○○

LP ガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組み宣言

以下の文章例は一般社団法人全国LPガス協会のHPにおける「自主取組宣言」実施販売事業者一覧に掲載されている宣言文から一部を抜粋したものです。

詳細はhttps://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html　をご覧ください

前　文

・○○○○は、お客様がお使いのLPガスに関する関係法令を遵守し、率先してLPガス

業界の商慣行是正に取り組むことを宣言いたします。地域の皆様から選ばれ続ける会

社を目指します。

　・○○○○は、法令やガイドラインを遵守するとともに、率先してLPガス商慣行見直

しに取り組み、お客様に支持・選択されるLPガス業界の実現に努めます。

・令和６年４月２日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正

　省が公布されました。○○○○は、この法改正に伴い、法を順守し、以下のように行動指針を掲げて取り組んでまいります。

・○○○○は、2024年４月２日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適

正化に関する法律（液化石油ガス法）」の改正省令の施行に向けて、取引の適正化及び

料金の透明化を図るとともに、事業活動を通じた地域社会の発展に寄与するため、以

下のとおりに取り組むことを宣言いたします。

取り組み内容

○過大な営業行為の制限（令和６年７月２日施行）

　（記載例）

・正常な商慣行を超えた利益の供与及びLP ガス事業者の変更を制限するような契約

の締結は行いません。

・正常な商慣習を超えた利益供与は行いません。

・設備の無償貸与など過剰な投資は行いません（供給設備、消費設備以外の過剰な設備

　投資）。

　 ・お客様の事業者選択を制限するような契約の締結は行いません。

・不動産オーナーおよびお客さまとの間において、LP ガス事業者の切替えを制限する

ような条件付き契約の締結等を行ないません。

　　 ・お取引き先に対し、新制度内容の周知に努めます。

　 ・お取引先からの新制度移行前における駆け込み要請に応じません。

　 　・今後対応が必要な契約については、関係者と協力のうえ早期是正に努めます。

　 ・お取引先等から本取組内容の趣旨に反する要請があった場合も、これに応じません。

　　　また、そのような要請があった場合は積極的に経済産業省へ通報いたします。

○三部料金制の徹底 （令和７年４月２日施行）

（記載例）

・LP ガス料金の透明化に向け、改正省令施行前までに三部料金制を導入します。

　 ・基本料金、従量料金、設備利用料金からなる三部料金制を早期に導入し、料金の

見える化（透明化）を図ります。

　　・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）

　　　を徹底します。

○LP ガス料金の情報提供 （令和６年７月２日施行）

（記載例）

・お客様及び入居希望のお客様の料金情報の公表及び説明に努めてまいります。

・賃貸物件のLP ガス料金については、事前に入居希望者に直接、又は不動産オーナー、不動産管理会社等を通じて、ガス料金を提示するよう努めます。

・LPガス料金等の情報提供については、オーナー、不動産管理業者、不動産仲介業者等

　と連携し、事前にLPガス料金を提示できるよう努めます。

・賃貸物件のLPガス料金については、入居を希望されるお客様に対し、不動産管理会社

　等の関係各所と連携し、ガス料金を事前に提示するよう努めます。

・当社のホームページおよび店頭にLPガス料金を提示し、どなたでもLPガス料金をご覧いただける体制を整えております。

○組織体制の整備

・本コミットメントを社員に浸透させる教育研修を実施します。

・社員はもとより、お客さま・協力会社・取引先等全ての関係者に本コミットメントを周

知し、信頼関係の構築に努めます。

・本コミットメントを実践するための組織体制を構築し、お客さまから選ばれる LP ガ

ス事業者となることを目指します。

○社会への貢献

・持続可能でより良い社会の実現に、カーボンニュートラルや災害時対応等をはじめとし

た各種取り組みを通じて貢献することを目指します。

・お客さまのより良い生活の実現のために、サービスの更なる拡充とともに、災害対応や

　カーボンニュートラルへの取り組みにも努めます。

・事業活動を通じて脱炭素社会の実現やSDGｓの達成に貢献してまいります。